

千歳アーチェリー協会会則

(名称)

第一条 この会は千歳アーチェリー協会と称する。

(事務所)

第二条 この会の事務所は、事務局長宅に置く。

(目的)

第三条 この会はアーチェリーを通じて会員相互の親睦を深め、アーチャーとしてのマナー向上に努め、スポーツマンシップをかん養し、あわせてスポーツ振興に寄与する事を目的とする。

(事業)

第四条 この会は次の通りの事業を行う。

1. 技術、競技、マナーその他各種研修会
2. 技術、マナーなどの錬磨
3. 各種競技会の実施ならびに参加
4. 会員相互の親睦
5. その他この会の目的達成のために必要な事業

(安全の確保)

第五条 この会の会員は、練習を含む総ての競技において、またその他日常において弓、矢の取扱いの安全確保に厳重注意しなければならない。
他に危険を及ぼす行為または、それに類する行為を行った者はただちに会員の資格を失するものとする。

(会員)

第六条 入会

この会は、会則第三条ならびに会則第五条に賛同し、会長が入会を認めた者を会員とする。

退会

次の手続きをもって退会とする。

1. 退会の意思を文書あるいは何らかの方法で協会役員へ伝え、役員会の承認を得た場合。
 2. 会費の滞納が3年以上に渡り、かつ支払いの意思が無いことが判明し役員会が承認した場合。
- やむを得ない退会と役員会が認め、在籍期間が1か月に満たない場合は、その年度の会費を返還することもある。

休会

次の手続きをもって休会とし、次年度以降の会費は、徴収しない。

1. 休会の意思を文書あるいは何らかの方法で協会役員へ伝え、役員会の承認を得た場合。

(役員)

第七条 この会の役員の構成、職務、任期は次の通りとする。

1. 構成

I	顧問	1名
II	会長	1名
III	副会長	2名
IV	理事長	1名
V	会計	1名
VI	理事	若干名
VII	監査	2名

但し理事の中から事務局長と副理事長を選任する。

2. 職務

- I 会長はこの会を代表し会務を統括する。
- II 副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時は会長の職務を代行する。
- III 理事長は理事を代表し、理事を掌握する。
- IV 会計はこの会の会務会計を行う。
- V 理事は会務執行に携わるものとする。
- VI 監査はこの会の会務会計を監査する。
- VII 事務局長は北海道アーチェリー連盟、千歳市、千歳市体育協会、各地区協会などとの連絡窓口となり、大会参加受付申し込み、全日ア連登録、各種バッチ申請等の業務および会員への事務連絡を行う。

3. 任期

役員の任期は2年とする。
但し再任を妨げない。

(総会)

第八条

この会の総会は定期総会と臨時総会とし、次の事項を審議決定する。
総会は会員の過半数以上の出席および委任状をもって成立する。

1. 定期総会

- I 事業結果および会計決算の承認ならびに事業計画と会計予算の決定
- II 役員の選任
- III 会則の改廃
- IV その他必要な事項

2. 臨時総会

年度途中において総会を必要とする事項

(役員会)

第九条

この会は必要に応じて役員会を行う。
役員会は役員の出席および委任状の過半数をもって成立する。

(議決)

第十条

この会の総ての会議の議決は出席者および委任状の過半数をもって行う。

(経費)

第十一条

この会の経費は次の通りとする。

収入の部

I 会員会費

年会費(一般)	4,000円
(大学生)	2,000円
(中・高生)	1,500円
(小学生)	1,000円

ただし、全日ア連へ選手登録または指導員登録をする者は登録料を別途徴収する。
会費の納入時期は、新規入会者は入会時、既入会者はその年度の5月末日までとする。

II 助成、補助金

III 寄付金

IV その他収入

支出の部

I 上部団体への経費

II 協会運営に係る費用

III 屋外・屋内練習場の整備に係る費用

IV 新人会員等の練習用道具の補修・購入費用

V 規定に基づく旅費日当

VI 傷害保険補助(任意加入)

当協会指定した保険会社の傷害保険に加入した協会員に対して保険料の半額

VII その他総会で議決された費用

(旅費)

第十二条

選手および役員の旅費は以下の通りとする。

1. 選手

会員が選手として大会に参加する場合の旅費は個人負担とする。

ただし、全国レベル以上の公認大会への参加であって、役員会で認められた場合、20,000円を限度として旅費の支給を認める。

2. 役員

会議や大会役員として公認大会への参加であって役員会で認められた場合、旅費実費と日当として1,000円/日を支給する。

ただし、旅費と日当の合計額の限度を20,000円とする。

3. 専任コーチ

大会に参加する初心者付き添いとしてコーチングに専任できると役員会で認められた場合、旅費実費として移動距離10kmにつき普通ガソリン1L相当を現金で支給する。

ただし、片道20kmを超える場合のみとして支給額の限度を20,000円とする。

注)付き添いとは、ルールや大会要項を熟知し、弓具メンテ等を行える者とする。

(会計年度)

第十三条

この会の会計年度は4月1日にはじまり翌3月31日に終わる。

付則

1. この会則に明らかなでない事項は役員会において協議する。
2. この会則は昭和49年10月10日から施行する。
3. この会則は平成4年1月14日から施行する。
4. この会則は平成6年4月24日から施行する。
5. この会則は平成8年5月11日から施行する。
6. この会則は平成15年5月10日から施行する。
7. この会則は平成21年4月1日から施行する。
8. この会則は平成23年4月1日から施行する。
9. この会則は平成26年5月10日から施行する。
10. この会則は平成28年4月1日から施行する。
11. この会則は平成30年4月21日から施行する。
12. この会則は令和5年4月15日から施行する。